

## 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

危機管理ニュースレター

2023年9月29日号

執筆者:

[木目田 裕](mailto:h.kimeda@nishimura.com)  
[h.kimeda@nishimura.com](mailto:h.kimeda@nishimura.com)  
[西田 朝輝](mailto:a.nishida@nishimura.com)  
[a.nishida@nishimura.com](mailto:a.nishida@nishimura.com)  
[澤井 雅登](mailto:ma.sawai@nishimura.com)  
[ma.sawai@nishimura.com](mailto:ma.sawai@nishimura.com)

[宮本 聡](mailto:s.miyamoto@nishimura.com)  
[s.miyamoto@nishimura.com](mailto:s.miyamoto@nishimura.com)  
[梅澤 周平](mailto:s.umezawa@nishimura.com)  
[s.umezawa@nishimura.com](mailto:s.umezawa@nishimura.com)

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2023年8月31日】

### 総務省、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書 2023」を公表

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban08\\_03000411.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_03000411.html)

2023年8月31日、総務省は、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書 2023」(以下「本報告書」といいます。)を公表しました。

本報告書では、近時の電気通信事業に関する施策の状況の整理や評価等を行っており、例えば、下記の内容が記載されています。

#### (1) 2019年の改正電気通信事業法により導入された消費者保護に関する規律

- ・ 電気通信事業者・販売代理店の勧誘の適正化  
通信市場全般の苦情等の動向は改善傾向にあり、改正法は一定の効果が出ているものと評価できるため、現時点において、直ちに追加の制度改正を講じる必要性は低い。
- ・ 電気通信サービスの販売代理店の届出制度  
制度導入当初の目的に照らし、総務省による販売代理店の情報等の把握及び法執行等の円滑化という観点から効果が出ていること、及び利用者による情報の把握に有効に機能していることから、抜本的に見直す必要はない。

#### (2) 「販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施及び苦情相談の処理における体制の強化に向けた取組に係る要請」

- ・ MNO<sup>1</sup>の販売代理店における業務の適正性の確保  
消費者保護ルールに関する販売代理店の業務実態の全体傾向については、改善が見られるものの、なお

<sup>1</sup> MNO とは、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者を指す。

課題が存在すると評価でき、販売代理店の業務の適正化については、引き続き対策を講じる必要がある。しかし、全体傾向に改善が見られること、2022 年度以前の調査とは異なり、特定の違反事例が頻発してしないことを踏まえ、頻携帯電話事業者各社は販売代理店の適正営業を確保する指導等措置義務がある、ということを示した上で、対応状況を定期的に本検討会等で検証すべきである。

- ・ 電気通信サービスに関する消費者からの苦情相談の処理における体制の強化  
苦情相談の処理における体制の強化については、各事業者団体において検討等がなされており、まずは各事業者団体における取組の状況及び効果を注視することが適当である。

【2023 年 8 月 31 日】

#### **証券取引等監視委員会、令和 4 事務年度版の「開示検査事例集」を公表**

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20230831-1.html>

証券取引等監視委員会は、開示検査事例集を公表しました。令和 4 事務年度において課徴金納付命令勧告が行われた事案のうち、特徴的なものは以下のとおりです。

- ・ ①上場会社及びその国内子会社が、虚偽の証憑を作成する等によって、売上の架空計上や前倒し計上、売上原価の繰延計上等を行い、②当該上場会社の海外子会社が、中国の税法上必要とされる個人所得税の源泉徴収及び納税を行わず、個人所得税額に相当する金額の売上原価(給与及び外注費)を過少に計上し、有価証券報告書及び四半期報告書にその旨虚偽の記載をした事案。②について、外国における納税を行わないことに関する虚偽記載という点に特徴があります。
- ・ ①上場会社とその連結子会社が、商品売買を仮装した資金貸付取引による売上の架空計上を行い、②当該上場会社が、代理人取引において、仕入価格と販売価格の差額(純額)を手数料収入として売上計上すべきであったにもかかわらず、売上及び売上原価を総額で計上することで売上の過大計上を行った上、有価証券報告書及び四半期報告書にその旨虚偽の記載をした事案。①について、商品売買の形式の取引について、仕入先に対して支払った仕入代金が、販売先を経由して還流していることを捉えて、実質的には資金貸付取引(金融取引)と評価されたことによる虚偽記載事案という点に特徴があります。
- ・ 上場会社が、GoTo トラベル事業給付金の支給を受ける目的で、資金循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した事案。給付金を受ける目的で、旅行商品の売上の過大計上等を行っていたという点に特徴があります。
- ・ 上場会社が、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等が存在しているにもかかわらず、不適正な会計処理を行うことにより営業利益が発生したとして、有価証券報告書に、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載しなかった事案。継続企業の前提(ゴーイング・コンサーン)という非財務情報の不記載という点に特徴があります。また、この件については、虚偽記載に関与した会計士について、いわゆる特定関与行為を理由とする初の課徴金納付命令が発出されたという点にも特徴があります。

【2023 年 9 月 7 日】

#### **公正取引委員会、改定版「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を公表**

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230907denkitsushin.html>

公正取引委員会は、2023 年 9 月 7 日、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を改定し、

公表しました。改定の詳細については、[本ニューズレター-2023年6月30日号](#)(「公正取引委員会、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(改定案)」に対する意見募集を開始」)をご参照ください。

【2023年9月19日】

### **刑事訴訟規則等の一部を改正する規則が公布**

<https://kanpou.npb.go.jp/20230919/20230919h01064/20230919h010640002f.html>

刑事訴訟法の改正に伴い、「刑事訴訟規則等の一部を改正する規則」が、2023年9月19日に公布されました。刑事訴訟法の改正の詳細については、[本ニューズレター-2023年3月31日号](#)(「刑事訴訟法改正案、閣議決定」)をご参照ください。

【2023年9月19日】

### **米国証券取引委員会(SEC)、退職者内部告発者保護に関する連邦規則違反の事案を公表**

<https://www.sec.gov/news/press-release/2023-184>

2023年9月19日、米国証券取引委員会(SEC)は、米国の投資会社が、内部告発者保護に関する連邦規則(ルール 21F-17<sup>2</sup>)に違反する合意書を取得等していたことについて、37万5000米ドルの民事制裁金の支払等に合意した旨を公表しました。

SECによると、当該米国企業は、2011年から2022年までの間、従業員に対し、退職金を受け取る条件として、当該従業員が、いかなる連邦政府機関に対しても、当該米国企業に関する申立てをしない旨の合意書に署名することを要求していました。SECは、このような行為は、潜在的な内部告発者のSECに対する申立てを妨害したものであり、内部告発者保護に関する連邦規則(ルール 21F-17)に違反すると認定しました。

このルール 21F-17 は、2010年に成立したドッド・フランク法を踏まえ、2011年に制定された連邦規則であり、証券法違反の可能性について個人がSECと直接やり取りをすることを妨害する行為を禁止しています。

【2023年9月21日】

### **警察庁、「令和5年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を公表**

[https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R05\\_kami\\_cyber\\_jousei.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R05_kami_cyber_jousei.pdf)

2023年9月21日、警察庁は、令和5年上半期におけるサイバー空間の脅威の情勢や、サイバー空間における安全・安心の確保に向けた警察の主な施策等を取りまとめた、「令和5年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を公表しました。

本資料は、近時のサイバー空間においては、①DDoS 攻撃による被害とみられるウェブサイトの閲覧障害の発生、②クレジットカード不正利用被害額の増加、③ランサムウェア被害の件数の増加やデータの暗号化を用いることなくデータを窃取し対価を要求する手口(ノーウェアランサム)による被害の発生が認められ、極めて深刻な情勢が続いている旨を指摘しています。

また、本資料は、警察における主な取組として、①DDoS 攻撃に関する注意喚起(内閣サイバーセキュリティ

<sup>2</sup> 17 CFR§240.21F-17

ティセンター(NISC)と連名)、②携帯電話事業者に対する SIM スワップの対策強化(携帯電話機販売店における本人確認の強化等)の要請(総務省と連携)、③フィッシングツールを利用したクレジットカードの不正利用者(インドネシア在住)の逮捕(インドネシア国家警察と連携)等を挙げております。

以 上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)